

小売電気事業及び小売供給の登録について

(趣旨)

第9回委員会において、それまでの議論を踏まえ、①第1回委員会において定めた委員会における小売電気事業及び小売供給（以下「小売電気事業等」という。）の登録審査に関する基本的な審査方針の改正を行うこと、及び②電気事業法第2条の2及び第27条の15の規定による経済産業大臣の登録に係る審査基準（以下「審査基準」という。）の改正に関する経済産業大臣への建議を行うこと、を決定いただくとともに、当委員会への意見聴取が行われている各事業者のうち、40件について、当委員会としての回答を御検討いただき、「電気の利用者の利益の保護のために適切でないと認められるもの」に該当する事実は認められない旨の意見を、経済産業大臣へ回答したところ。

引き続き、改正後の基本的な審査方針及び第2回委員会において検討を行った具体的な登録審査の考え方にに基づき、小売電気事業等を営もうとする者の登録申請について、「電気の利用者の利益の保護のために適切でないと認められるもの」に該当しないか、当委員会において審査を行った結果を踏まえて、経済産業大臣への回答について御検討いただく。

主なポイント

1. 小売電気事業等の登録申請に係る審査について

来年4月の第2弾改正電気事業法の施行に先立ち、経済産業省では、本年8月3日より小売電気事業等の登録申請の受付を開始したところ。経済産業省においては、平成27年10月22日時点で95件（内訳については、小売電気事業が93件、小売供給が2件）の小売電気事業等を営もうとする者の登録申請があり、これを受け、当委員会への意見聴取が行われている。

当委員会への意見聴取が行われている各事業者のうち、40件について、第9回委員会での審査結果を踏まえ、当委員会としての意見を経済産業大臣に回答したところ。引き続き、当委員会として審査を行った結果、今回は、資料3-1の別添に記載されている8件の事業者について審査基準1.(2)に規定された「電気の利用者の利益の保護のために適切でないと認められるもの」に該当する事実は認められないため、資料3-1により経済産業大臣に意見を回答することに関し、御検討いただく。